

令和8年度あわら市参加支援事業業務
公募型プロポーザル審査会 実施要領

令和8年2月13日

あわら市（以下「市」という。）が実施する、令和8年度あわら市参加支援事業（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、本事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザル審査会を実施する。

1 対象事業の概要

- (1) 事業件名 令和8年度あわら市参加支援事業業務
- (2) 事業の仕様等 令和8年度あわら市参加支援事業業務 委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 委託限度額 1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

福井県あわら市健康福祉部福祉課福祉まるごと相談室 担当者：高橋

所在地 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8028

メール fukumaru@city.awara.lg.jp

3 参加者の資格要件

公募型プロポーザル審査会に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 令和7・8年度あわら市競争入札参加資格申請の手続きが完了した者であること。

- (6) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 プロポーザルに関する手続き

項目	日 程
手続き開始の公告	令和8年2月13日(金)
募集要領等の配布	令和8年2月13日(金)～
質問受付期間	令和8年2月13日(金)～2月27日(金)
参加表明書等提出期限	令和8年2月13日(金)～3月5日(木)
実施計画書等提出期限	令和8年3月2日(月)～3月6日(金)
提案内容審査	令和8年3月11日(水)※予定(別途通知)
審査結果通知	令和8年3月18日(水)※予定(別途通知)

(1) 提案書様式等の入手

公募型プロポーザル審査会に係る様式等及び実施要領については、あわら市のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送での配布は行わない。

- ・ホームページアドレス

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry01/industry0106/index.html>

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「様式第1号 実施要領等に関する質問書」により受け付けるものとする。

- ① 質問受付 令和8年2月27日(金) 午後5時(必着)まで
- ② 提出方法 原則として電子メールにより福祉課に送付すること
- ③ 回答方法 原則として電子メールによる。質問要旨及び回答は、あわら市ホームページに掲載する。
- ④ 回答期限 令和8年3月3日(火)まで随時回答を行う。

(2) 参加表明書等の提出（必須）

参加者は、「様式第2号 参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書」および「様式第3号 暴力団又は暴力団員等ではないこと等に関する表明・確約書」に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

- ① 提出期限 令和8年3月5日(木) 午後5時（必着）
- ② 提出方法 福祉課に持参又は郵送で提出
 - (ア) 持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時までとする。
 - (イ) 郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付すること。
- ③ 留意事項

提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

(4) 実施計画書等の提出（必須）

参加者は、次のとおり実施計画書等を提出するものとする。

① 提出書類

次の内容を盛り込んだ「様式第4号 令和8年度あわら市参加支援事業業務実施計画書」（正本1部、副本5部、電子媒体1部）

※ 実施計画書はA4、2ヶ所ホチキス止め、背表紙等不要

(ア) 業務内容に関する具体的な企画案

仕様書に応じた提案書類やイメージ図等（任意様式）を添付すること。

(イ) 参考見積（概算）

業務の実施にあたり、経費及びその他の経費（会議及び打ち合わせにかかる経費、事務所等経費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

② 提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時（必着）

③ 提出方法 福祉課に持参又は郵送で提出

(ア) 持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、封筒に「実施計画書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便（あわら市健康福祉部福祉課あて親展）にて提出期限までに到達するように送付すること。

④ 留意事項

(ア) 計画書は、様式に従って作成すること。

(イ) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び日本の標準時に定める単位に限る。

(ウ) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

(エ) 実施計画書等は参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。
提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 実施計画が無効となる場合

- 次のいずれかに該当する実施計画は、これを無効とする。
- ① 資格要件を満たさない者、または委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
 - ② 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の掲載を行った者による提案
 - ③ 上記1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案
 - ④ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心理留保)、第94条(虚偽表示)、又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - ⑤ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ⑥ その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

(6) 提出書類一覧

様式	
第1号	実施要領等に関する質問書
第2号	参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書
第3号	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書
第4号	参加支援事業実施計画書

5 委託候補者の決定方法について

(1) 実施計画の審査

実施計画の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)が行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

- ① 審査会では、先に提出した実施計画書等に基づき、公募型プロポーザル審査会参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者及び次点者を特定するものとする。
- ② 審査会への出席は5名以内とする。
- ③ 審査会においては、提出された実施計画書の説明(20分以内)及び審査委員からの質疑応答を行う。
- ④ 説明に際して用いることができる資料は、提出した実施計画書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。
- ⑤ 市は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

<審査会の開催日時と場所>

日時 令和8年3月11日(水)午前9時00分から(予定)

場所 あわら市役所2階 203会議室

(3) 審査の評価

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

評価基準	採点
① 事業理解・基本的考え方	0・5・10・15
② 地域課題・対象者の捉え方(理解)	0・5・10・15
③ 事業内容・支援方法(重点)	0・5・10・15
④ 関係機関との連携	0・5・10・15
⑤ 事業実施体制	0・5・10・15
⑥ 事業目標・成果	0・5・10・15
⑦ 総合評価(全体整合・実現性・リスク対応の観点等)	0から10までの整数

(4) 公募型プロポーザル審査会参加者への審査結果の通知

市は、委託候補者及び次点者を決定した後、各参加者に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

審査結果通知 令和8年3月18日(水)頃(予定)

6 公募型プロポーザル審査会への参加を途中で取りやめる場合の手続きについて
参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザル審査会への参加を途中で取りやめる場合には、「様式5 辞退届」を福祉課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

① 市はあわら市契約事務規則(平成16年あわら市規則第46号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

② 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した実施計画書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、契約事務規則第 50 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

8 公募型プロポーザル審査会の公正確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザル審査会に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に実施計画書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して実施計画書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザル審査会を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザル審査会に参加させず、又は公募型プロポーザル審査会の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

9 その他

- (1) 公募型プロポーザル審査会への参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が市に提出した書類は返却しない。
- (3) 公募型プロポーザル審査会は優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。